

民法 (配点 60 点)

以下の【設例】を読んで、【設問 1】 【設問 2】 に答えなさい。なお、各【設問】は独立である。

【設例】

A は、B に対し、弁済期を令和 4 年 5 月 1 日とする 300 万円の金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権（以下「本件債権」という）を有していた。

A は、X に対し、同年 6 月 1 日、本件債権を代金 100 万円で売却した。A は B に対し、X に本件債権を売却した旨を同年 6 月 2 日付の内容証明郵便で通知し（以下「第 1 通知」という）、その通知は同年 6 月 4 日に B に到達した。

A は、Y に対して 100 万円の債務を負っていたが、同年 6 月 2 日、その債務の弁済に代えて本件債権を Y に譲渡することとし、Y もその旨を了承した。A は B に対し、Y に本件債権を譲渡した旨を同年 6 月 3 日付の内容証明郵便で通知し（以下「第 2 通知」という）、その通知は同年 6 月 4 日に B に到達した。B は未だ本件債権の弁済供託を行っていない。

なお、第 1 通知と第 2 通知の内容証明郵便には、到達時刻の記載はないものとする。

【設問 1】 (配点 40 点)

X は、Y に対し、自己が本件債権の債権者であることを対抗できるか。

また、X は、B に対し、本件債権 300 万円を請求できるか。

【設問 2】 (配点 20 点)

A が X に本件債権を売却する際に、「本件売買契約は、もっぱら他の債権者からの取立を免れる目的なので、外形だけ X に売ったこととして欲しい。」と述べ、X もそれを了承した。しかし、B はこの事情を知らず、X が金銭消費貸借契約書を持参して本件債権の弁済を求めたので、X に 300 万円を支払った。このような場合、その後、Y が B に 300 万円の支払いを求めたときに、B は、Y に弁済しなければならないか。

以上